

個人情報の取扱に係る手続きについて

地図情報の共有と個人情報

- 地域の農業関係機関により地図情報や属性情報の共有を行う際に、共有する情報に個人情報を含む場合がある。

例: 共済台帳、水田台帳、農家基本台帳、賦課金台帳

属性情報



地図情報

- 農地関連情報
(傾斜度、農道整備状況等)
- 農業用水関連情報
(用・排水状況、水利償行等)
- 所有・耕作者、貸借意向情報**
- 作付作物、営農履歴情報
- 施設整備
管理・更新履歴情報等

農地筆・区画図

農業用排水施設

画像、地形図

農業・農村基盤図(イメージ) [1/2,500程度]



個人情報の取扱について 基本的な考え方

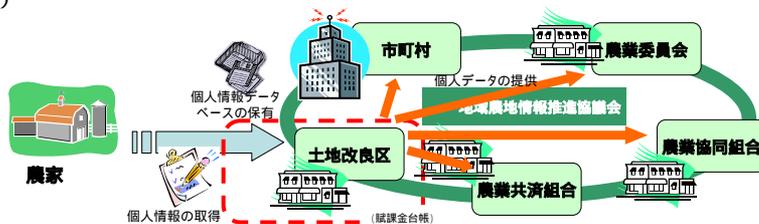
- ・ 個人情報に該当する可能性がある情報については、個人情報として適正な取扱を図るとの考え方が必要。
- ・ 個人情報の取扱にあたり、本人への利用目的の通知や安全管理措置、第三者提供の制限等、法令に基づく適切な情報管理を行う必要がある。
- ・ 個人情報の取扱に必要な手続きは、取扱の立場ごとに整理することが出来る。
本人から個人情報を取得して、関係機関に個人データを提供する（提供機関）
提供機関から提供された個人データを利用する（利用機関）
- ・ 適用となる法令は、地方公共団体は条例、土地改良区や農業共済組合、農業協同組合等は個人情報の保護に関する法律である。
- ・ 土地改良区、農業共済組合、農業協同組合等は、基本的に個人情報の保護に関する法律における個人情報取扱事業者に該当するとの考え方により措置を講ずることが望ましい。

個人情報の取扱に関する手続きの検討(1)

- ・ 個人情報を含めた情報の共有にあたり、個人情報の取扱の立場に応じて、法令等に基づき適切な手続きを行う必要がある。

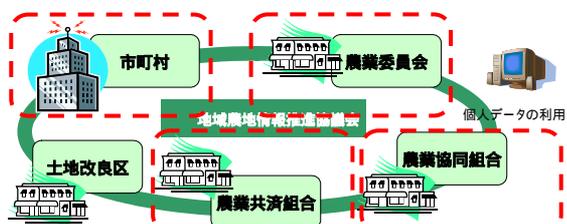
本人から個人情報を取得して、関係機関に個人データを提供する（提供機関）

（例）



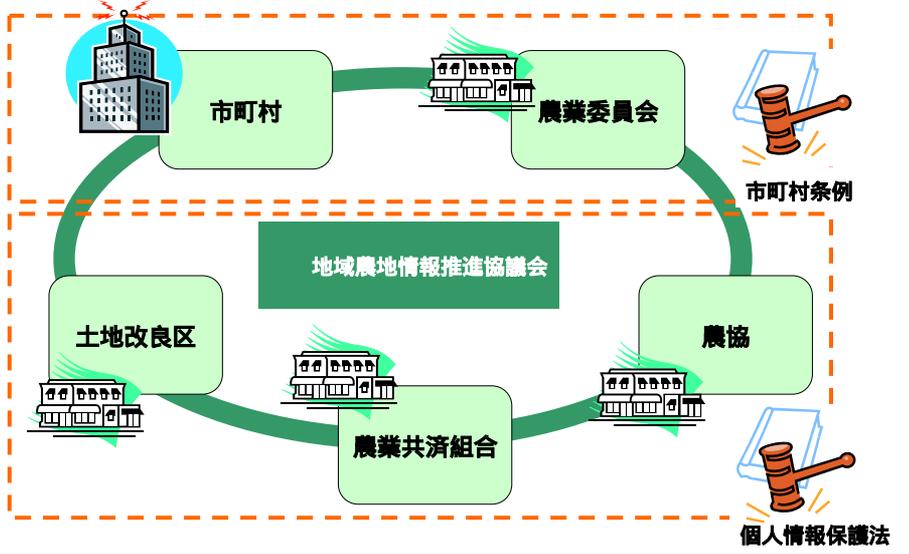
個人データを利用する（利用機関）

（例）



個人情報の取扱に関する手続きの検討(2)

適用となる法令は、地方公共団体は条例、土地改良区や農業共済組合、農業協同組合等は個人情報の保護に関する法律である



定義(個人情報の保護に関する法律)

個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

- 一. 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの
- 二. 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとて政令で定めるもの

個人情報取扱事業者

個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一. 国の機関
- 二. 地方公共団体
- 三. 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)
- 四. 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)
- 五. その取り扱い個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

保有個人データ

個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

土地改良区、農業共済組合、農業協同組合等は、個人情報取扱事業者に該当するものとした手続きが必要

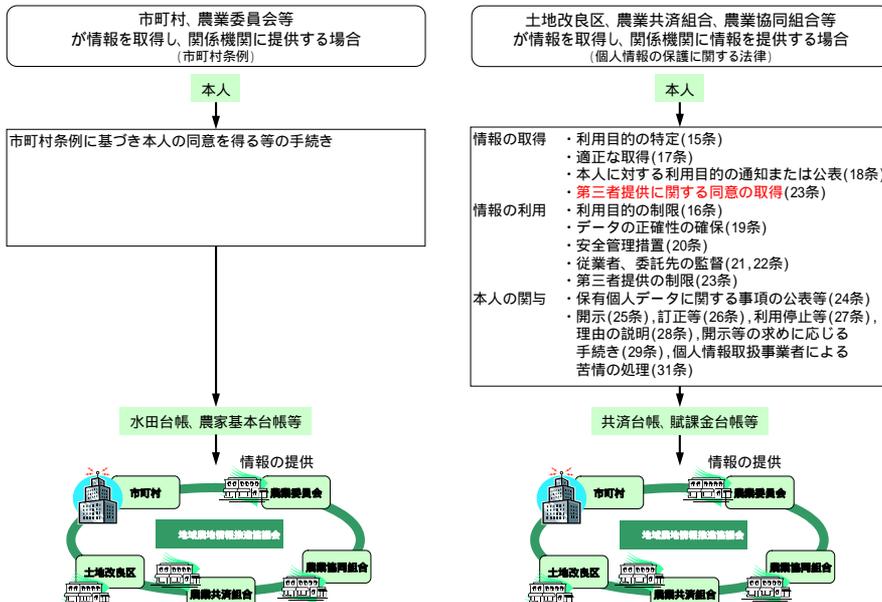
法律では、事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去六月以内のいずれの日においても五千を超える場合は、個人情報取扱事業者から除外することになっているが、個人の数の算定は当該機関を対象に事業の用に供するか否かを判断することから、個人情報取扱事業者に該当するものとして取り扱う必要があると考えられる。なお、5,000人以下の小規模事業者に対する考え方については、「個人情報の適正な取扱いを確保するために農林水産分野における事業者が講ずべき措置に関するガイドラインについて」の速報解説P.4において、「個人情報の適正な取扱いの確保に対する社会的な要請もかんがみ、こうした小規模事業者においても、基本法、基本方針、本ガイドライン等を参考に、個人情報の適正な取扱いに自主的に取り組んでいくことが望ましい。」としている。

個人情報取扱事業者の義務(個人情報の保護に関する法律)

利用目的の特定、利用目的による制限 (15条、16条)	・個人情報を取り扱うに当たり、その利用目的をできる限り特定 ・特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いの原則禁止
適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等 (17条、18条)	・偽りその他不正的手段による個人情報の取得の禁止 ・個人情報を取得した際の利用目的の通知又は公表 ・本人から直接個人情報を取得する場合の利用目的の明示
データ内容の正確性の確保 (19条)	・利用目的の達成に必要な範囲内で個人データの正確性、最新性を確保
安全管理措置、従業者・委託先の監督 (20条～22条)	・個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、従業者・委託先に対する必要かつ適切な監督
第三者提供の制限 (23条)	・本人の同意を得ない個人データの第三者提供の原則禁止 ・本人の求めに応じて第三者提供を停止することとしており、その旨その他一定の事項を通知等しているときは、第三者提供が可能 ・委託の場合、合併等の場合、特定の者との共同利用の場合(共同利用する旨その他一定の事項を通知等している場合)は第三者提供とみなさない
公表等、開示、訂正等、利用停止等 (24条～27条)	・保有個人データの利用目的、開示等に必要手続き等についての公表等 ・保有個人データの本人からの求めに応じ、開示、訂正等、利用停止等
苦情の処理 (31条)	・個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理
主務大臣 (36条)	・個人情報取扱事業者が行う事業等の所管大臣。規定の円滑な実施のために必要があるときは、内閣総理大臣が指定

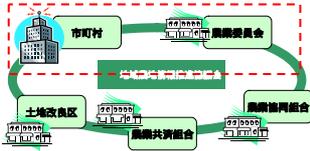
内閣府 国民生活局「個人情報の保護に関する法律の概要」より

個人情報の取扱いに必要な手続き(提供機関)



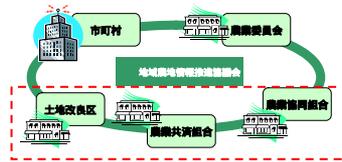
個人情報の取扱に必要な手続き(利用機関)

市町村、農業委員会等
が個人データの提供を受け、利用する場合
(市町村条例)



市町村条例に基づく手続き

土地改良区、農業共済組合、農業協同組合等
が個人データの提供を受け、利用する場合
(個人情報保護に関する法律)



- 情報の取得
- ・利用目的の特定(15条)
 - ・適正な取得(17条)
 - ・本人に対する利用目的の通知または公表(18条)
- 情報の利用
- ・利用目的の制限(16条)
 - ・データの正確性の確保(19条)
 - ・安全管理措置(20条)
 - ・従業者、委託先の監督(21,22条)
 - ・第三者提供の制限(23条)
- 本人の関与
- ・保有個人データに関する事項の公表等(24条)
 - ・開示(25条)、訂正等(26条)、利用停止等(27条)、理由の説明(28条)、開示等の求めに応じる手続き(29条)、個人情報取扱事業者による苦情の処理(31条)

情報の共有にあたり、利用機関が個人データの保有については多様な形態があるが、何らかの形で個人データを利用する場合は、個人データを保有しているものとした手続きを行うことが望ましい。

個人データ	個人データの利用形態	利用機関は個人データの保有に該当するか
提供機関が保有	図面や帳票を紙面に印刷	する
各利用機関が保有	必要なデータをダウンロード	する

紙媒体の図面や帳票も個人情報データ等に該当するため

新潟県川西町(現十日町市)の事例

産地づくり支援システム導入の概要

- ・新潟県川西町(現在は合併により十日町市)は川西コシヒカリ米の生産を基幹産業とする地区であるが、米の生産は集落単位の作業受託組織である「ぐるみ型生産組織」による受託が昭和50年前半から定着したため**農地の流動化が進まず、農地集積は14.5ha、流動化率は12.2%**にとどまっていた。
- ・平成16年4月策定の「川西町水田農業ビジョン」では川西コシヒカリ米の付加価値を高めるため以下の基本方針を掲げる。
 - ・**生産組織の強化と担い手確保**(集落単位の作業受託組織である「ぐるみ型生産組織」から経営能力を保有した効率的かつ安定的な組織経営体への移行等)
 - ・環境保全型農業の導入(有機農法や減農薬栽培、堆肥利用による土づくり等)
- ・ビジョンの実現に向けて平成16年に「産地づくり支援農地情報整備促進事業」により圃場の区画や水張り面積、農家の拡大・縮小意向、作業受託の状況、貸付希望地、貸付期間終了などの農地の出し手と受け手に係る**情報をGIS上で一元的に把握する農地情報システムを構築**(管理は川西町)。
- ・3月には東部地区合同営農委員会において**システムの試活用に着手**、システムを活用して所有権移転や利用権設定等を進め、**70.0haの農地集積を目指している**。
- ・このほか、システムに土壌データや食味データ整備を進めることで、環境保全型農業による売れる米作りに応用することとしている。

システムの整備活用状況

GIS上で整備する農地情報

名称
オルソ
水田水張り面積
圃・区画形状
農家所有地整備状況
食味調査・土壌調査結果
所有者・耕作者名
所有権等の買渡意向

農地一筆ごとに「自作耕作」、「作業委託先あり」、「貸し付け希望」などを把握して入力

H17.3.4 東部地区合同営農委員会の状況

農家の土地利用意向を農地情報システム上で一元的に把握システムを活用して所有権移転や利用権設定を推進

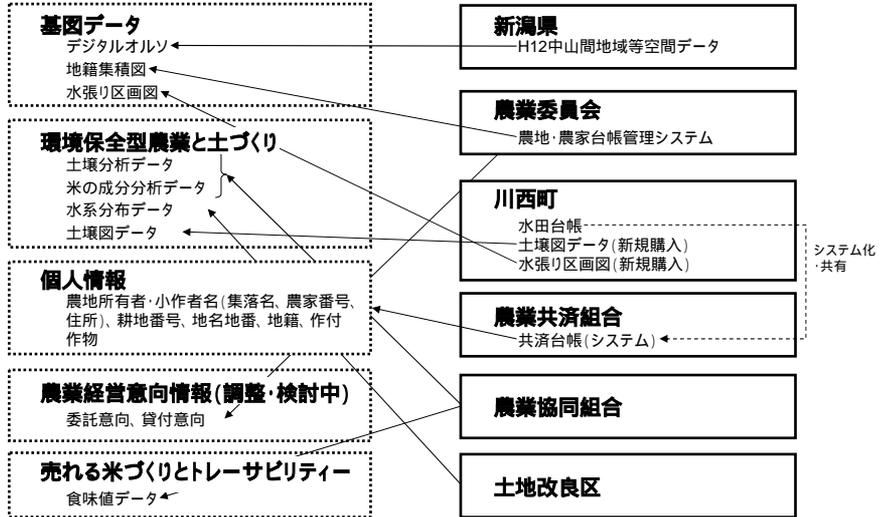
システム整備の効果

- ・地域での共通認識の醸成
- ・水張り面積及び区画の情報を取得したことにより、地形図に圃場の現況を表示することが可能となり、地区内の圃場に対する農家の共通認識が容易となりました。
- ・この重合図をもとに、圃場一筆毎の経営意向聞き取り調査と、作物情報等を含む水田台帳(農業共済台帳)との関連付け作業を、現在、農業委員会を中心に行っていますが、本聞き取り調査と、システム構築の際に行われた各種検討会により、農家、生産組織からのGISシステムへの期待が徐々に高まってきており、地域ぐるみによる経営体の育成及び売れる米づくりに向けた取組を支援できるものと確信しております。(十日町市川西支所農林課)

産地づくり支援システムにおけるデータ提供

川西町産地づくり支援システム データ

データ提供主体



データベースの著作権は川西町に帰属することとした。

川西町 個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報を取扱う事務の目的以外の目的で個人情報を当該実施機関内部若しくは実施機関相互間で利用し、又は実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 本人の同意に基づき利用し、又は提供するとき
 - (2) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない事情があると認めて利用し、又は提供するとき
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、実施機関が審査会の意見を聴いて必要と認めて利用し、または提供するとき
- 2 実施機関は、前項第3号または第4号の規定により個人情報を利用し、又は提供したときは、審査会の意見を聴いて必要がないと認める場合を除き、その旨を本人に通知しなければならない。

メンテナンス役割分担の考え方

- データを保有する各機関が更新を行い、更新データを川西町が集約して各機関に配付

機関	メンテナンス データ	更新
川西町	水張り区画図	ほ場整備の時に更新
	水田台帳 農地所有者：小作者名（集落名、農家番号、住所）、耕地番号、地名地番、地籍、作付作物 個人情報として取り扱い	当該年度情報の確定（12月） 耕作面積調査（12～1月） 所有権移転並びに小作状況の把握 水稲生産実施計画書（2～3月） 生産調整実施計画内容の把握
農業委員会	地籍集積図 （農地・農家台帳管理システム）	年1回データ更新
	委託意向、貸付意向	市内全域をカバーするシステムを構築中であるため、現在調整・検討中
農業共済組合	共済台帳（システム） 従来から、水田台帳登録データを吸い上げ共有 個人情報として取り扱い	水田台帳更新時に実施（年数回）
農業協同組合	土壌分析データ 米の成分分析データ 食味値データ	毎年土壌分析実施
土地改良区	水系分布データ	変更がある場合に更新

第四章 個人情報取扱事業者の義務等

第一節 個人情報取扱事業者の義務

(利用目的の特定)

第十五条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第十七条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第十八条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそ

れがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保)

第十九条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第二十条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従業者の監督)

第二十一条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第二十二条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の手段又は方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用さ

れる個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第二十四条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称

二 すべての保有個人データの利用目的(第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。)

三 次項、次条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手続(第三十条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)

四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

二 第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合

3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

第二十五条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示(当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三 他の法令に違反することとなる場合

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

(訂正等)

第二十六条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞な

く、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（理由の説明）

第二十八条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第三項、第二十五条第二項、第二十六条第二項又は前条第三項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

（開示等の求めに応じる手続）

第二十九条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項、第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易

かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3 開示等の求めは、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。

4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

（手数料）

第三十条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項の規定による利用目的の通知又は第二十五条第一項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

(個人情報取扱事業者による苦情の処理)

第三十一条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(報告の徴収)

第三十二条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し報告をさせることができる。

(助言)

第三十三条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し必要な助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第三十四条 主務大臣は、個人情報取扱事業者が第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十七条まで又は第三十条第二項の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 主務大臣は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十六条、第十七条、第二十条から第二十二條まで又は第二十三条第一項の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(主務大臣の権限の行使の制限)

第三十五条 主務大臣は、前三条の規定により個人情報取扱事業者に対し報告の徴収、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、主務大臣は、個人情報取扱事業者が第五十条第一項各号に掲げる者(それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。)に対して個人情報を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

(主務大臣)

第三十六条 この節の規定における主務大臣は、次のとおりとする。ただし、内閣総理大臣は、この節の規定の円滑な実施のため必要があると認めるときは、個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち特定のものについて、特定の大臣又は国家公安委員会(以下「大臣等」という。)を主務大臣に指定することができる。

一 個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣(船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣)及び当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等

二 個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち前号に掲げるもの以外のものについては、当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等

2 内閣総理大臣は、前項ただし書の規定により主務大臣を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

3 各主務大臣は、この節の規定の施行に当たっては、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。